

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月28日
【事業年度】	第42期（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
【会社名】	株式会社サイゼリヤ
【英訳名】	SAIZERIYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀埜 一成
【本店の所在の場所】	埼玉県吉川市旭2番地5
【電話番号】	048(991)9611(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長兼財務部長 潮田 淳史
【最寄りの連絡場所】	埼玉県吉川市旭2番地5
【電話番号】	048(991)9611(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長兼財務部長 潮田 淳史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成22年 8 月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月	平成26年 8 月
売上高 (百万円)	99,459	99,860	104,235	110,428	125,618
経常利益 (百万円)	14,022	11,982	10,526	8,450	5,917
当期純利益 (百万円)	7,842	5,874	5,471	3,937	1,193
包括利益 (百万円)	-	6,277	5,454	5,243	2,414
純資産額 (百万円)	53,906	58,375	62,968	67,344	68,643
総資産額 (百万円)	74,102	75,462	80,316	87,472	87,224
1株当たり純資産額 (円)	1,054.06	1,155.79	1,245.91	1,331.86	1,356.65
1株当たり当期純利益金額 (円)	153.40	115.37	108.46	78.06	23.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	153.39	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.7	77.3	78.3	76.8	78.5
自己資本利益率 (%)	15.5	10.5	9.0	6.1	1.8
株価収益率 (倍)	10.7	12.1	11.1	16.5	60.1
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	19,674	10,228	7,725	7,337	10,465
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	4,725	7,519	7,803	11,213	7,143
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	6,376	7,303	1,108	1,683	4,923
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	22,654	17,816	19,000	17,908	17,921
従業員数 (人)	2,200	2,423	2,686	3,081	4,104
(外、平均臨時雇用者数)	(7,672)	(7,958)	(8,448)	(9,119)	(10,674)

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 第39期、第40期、第41期及び第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成22年 8 月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月	平成26年 8 月
売上高 (百万円)	96,231	95,416	98,426	102,263	105,049
経常利益 (百万円)	13,669	11,600	9,894	7,756	4,092
当期純利益 (百万円)	7,628	5,665	5,066	3,450	134
資本金 (百万円)	8,612	8,612	8,612	8,612	8,612
発行済株式総数 (千株)	52,272	52,272	52,272	52,272	52,272
純資産額 (百万円)	52,142	55,976	60,223	62,832	62,128
総資産額 (百万円)	72,017	72,555	76,873	81,874	78,344
1株当たり純資産額 (円)	1,019.54	1,108.24	1,191.50	1,242.41	1,227.51
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	18 (-)	18 (-)	18 (-)	18 (-)	18 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	149.22	111.26	100.44	68.41	2.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	149.21	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.4	77.1	78.2	76.6	79.0
自己資本利益率 (%)	15.6	10.5	8.7	5.6	0.2
株価収益率 (倍)	11.0	12.6	12.0	18.8	532.4
配当性向 (%)	12.1	16.0	17.9	26.3	674.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,783 (6,738)	1,942 (6,822)	1,999 (7,165)	2,134 (7,684)	2,255 (7,970)

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 第39期、第40期、第41期及び第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【沿革】

創業者である正垣泰彦は、レストランの個人店舗「レストラン サイゼリヤ」を経営しておりましたが、昭和48年5月、将来の多店舗化を視野に入れて、より一層の発展を図るために組織を法人化し、株式会社マリアーヌ商会（資本金1,000千円、券面額500円）を千葉県市川市に設立いたしました。

年月	事業内容
昭和48年5月	イタリアンレストラン「サイゼリヤ」の経営を開始。
昭和52年12月	千葉県市川市市川に第3号店として市川北口店を開店し、多店舗化に着手。
昭和56年4月	船橋ららばーとショッピングセンター内にショッピングセンター第1号店としてららぐるめ店を開店。
昭和58年5月	千葉県市川市市川1丁目13番32号に本社を移転。
昭和62年3月	創業の地、千葉県市川市本八幡に駅ビル第1号店としてシャポー本八幡店を開店。
昭和62年4月	商号を株式会社マリアーヌに変更。
昭和62年10月	市川北口店にて手書きオーダーからオーダーエントリーシステムに変更。
平成元年9月	千葉県柏市に初のロードサイド店として柏水戸街道店を開店。
平成3年10月	千葉県船橋市浜町2丁目1番1号に本社を移転。
平成4年6月	札幌市厚別区に当社の50店舗目に当たる新札幌駅ビル店を開店。
平成4年9月	商号を株式会社サイゼリヤに変更。
平成6年7月	神奈川県藤沢市に当社の100店舗目に当たる江ノ島店を開店。
平成7年5月	関西地区の拠点として神戸市東灘区に六甲アイランド店を開店。
平成8年11月	当社の今後のモデル店舗として、臨海副都心に台場フロンティアビル店を開店。
平成9年10月	埼玉県吉川市旭2番地5に吉川工場を新設、同時に本社を同地に移転。
平成10年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成10年12月	千葉県印西市に当社の200店舗目に当たる印西大森店を開店。
平成11年7月	東京証券取引所市場第2部へ上場。
平成12年3月	千葉県船橋市に当社の300店舗目に当たる船橋芝山店を開店。
平成12年7月	オーストラリアに製造子会社 SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.（現、連結子会社）を設立。
平成12年8月	東京証券取引所市場第1部に指定。
平成13年2月	埼玉県富士見市に当社の400店舗目に当たる鶴瀬店を開店。
平成13年3月	神奈川県大和市代官2丁目11番地1に神奈川工場を建設。
平成13年5月	福島県西白河郡東村上野出島字中山2-27に福島精米工場を建設。
平成13年10月	岐阜県羽島郡岐南町に当社の500店舗目に当たる岐南店を開店。
平成14年2月	旅行業を主とする㈱アグツアーズジャパンを設立。
平成14年10月	愛知県尾西市に600店舗目となる尾西開明店を開店。
平成15年4月	兵庫県小野市に西日本エリアの配送拠点となる兵庫工場が完成。
平成15年6月	中国の上海市に上海薩莉亜餐飲有限公司（現、連結子会社）を設立。
平成15年10月	宮城県仙台市に700店舗目となる若林大和町店を開店。
平成16年3月	中国の北京市に北京薩莉亜餐飲管理有限公司を設立。
平成17年8月	東京都北区に初のファストフード店となる「イトー・ラン十条店」を開店。
平成17年11月	埼玉県ふじみ野市に初のファストカジュアル店となる「スバQ&TacoQビバモール埼玉大井店」を開店。
平成18年8月	大阪府大阪市北区に800店舗目となる天神橋筋六丁目店を開店。
平成18年12月	北京薩莉亜餐飲管理有限公司を上海薩莉亜餐飲有限公司に吸収し、清算。
平成19年4月	東京都八王子市にファストカジュアル店となる「サイゼリヤEXPRESS グリーんうおーく多摩店」を開店。
平成19年11月	中国の広州市に広州薩莉亜餐飲有限公司（現、連結子会社）を設立。
平成20年3月	台湾の台北市に台湾薩莉亜餐飲股份有限公司を設立。
平成20年5月	中国の北京市に北京瑪利亞諾餐飲有限公司（現、北京薩莉亜餐飲管理有限公司）を設立。
平成20年8月	中国の香港市にMARIANO CO., LIMITED（現、HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED）を設立。
平成20年9月	シンガポールにSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.を設立。
平成21年7月	茨城県土浦市に900店舗目となる土浦駅ビル店を開店。
平成22年3月	福岡県糟屋郡久山町のショッピングセンターに、九州初出店となるトリアス店を開店。
平成23年6月	大阪府大阪市に1000店舗目となるフォレオ大阪ドームシティ店を開店。
平成24年9月	日本橋兜町に、マリアーヌの1号店となる「マリアーヌ日本橋兜町店」を開店。
平成24年12月	中国の広州市に広州サイゼリヤ食品有限公司を設立。
平成25年1月	千葉県千葉市に千葉工場を建設。
平成25年11月	山口県下関市郊外のショッピングモール内に、山口県1号店を開店。

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社9社で構成され、外食事業を基幹事業としております。
当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3分野は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（日本）

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,015店舗運営しており、『マリアーノ』などのファストフード店を3店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

（豪州）

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.は、当社で使用する食材の製造等を行っております。

（アジア）

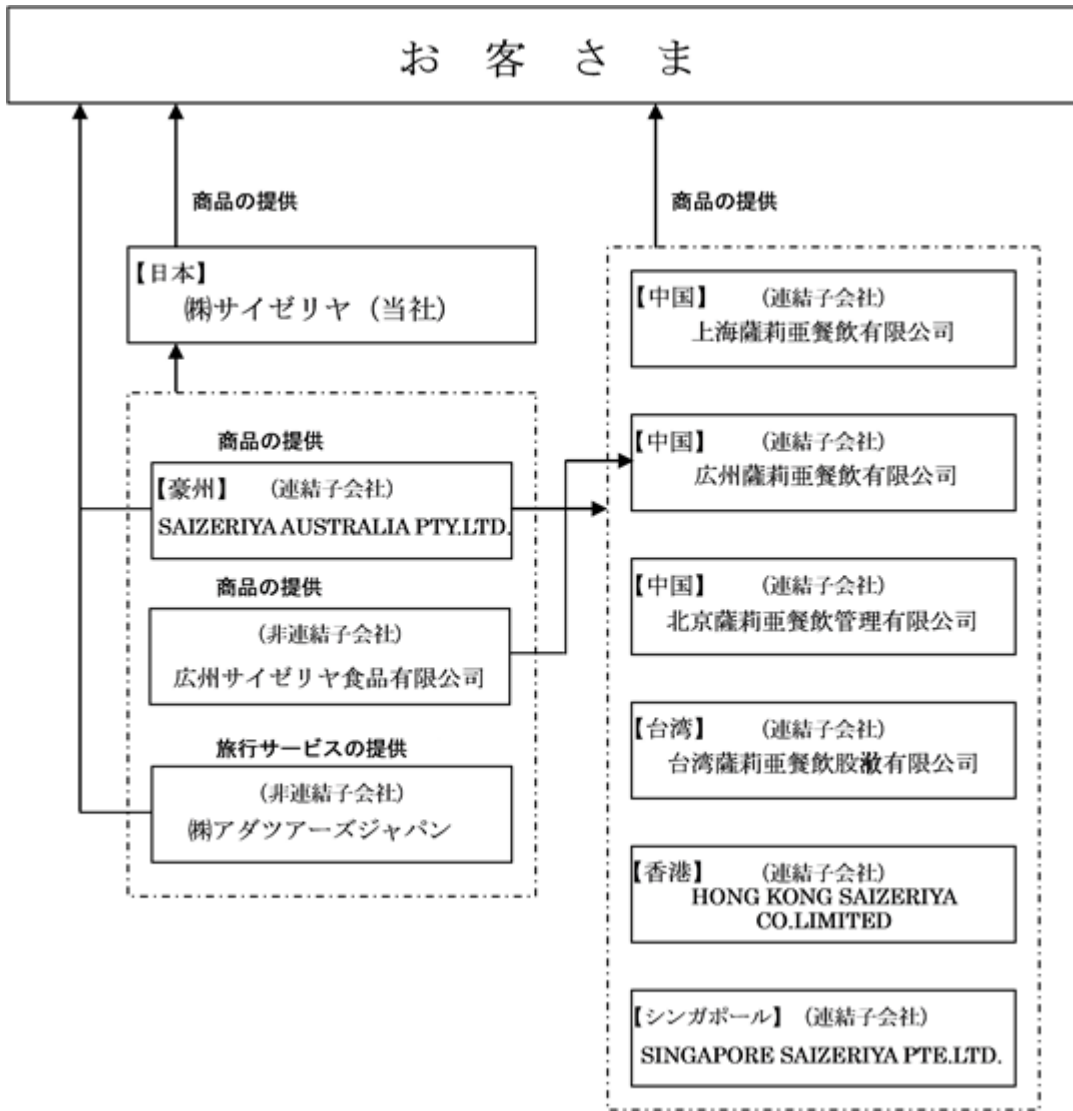
上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海市内でレストラン『サイゼリヤ』を82店舗（2014年8月末）運営しております。
広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州市内でレストラン『サイゼリヤ』を79店舗（2014年8月末）運営しております。
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北市内でレストラン『サイゼリヤ』を8店舗（2014年8月末）運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京市内でレストラン『サイゼリヤ』を40店舗（2014年8月末）運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDは、香港国内でレストラン『サイゼリヤ』を17店舗（2014年8月末）運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.は、シンガポール国内でレストラン『サイゼリヤ』を7店舗（2014年8月末）運営しております。

以上を事業系統図で示すと、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.(注2)	オーストラリア ヴィクトリア州 メルトン市	3,890 (64百万豪ドル)	豪州 (肉製品・ソース類等 食材の製造等)	100	当社で使用する食材 の製造。
上海薩莉亜餐飲有限 公司(注2)	中華人民共和国 上海市静安区	1,344 (98百万元)	アジア (イタリアンレストラ ンのチェーン展開)	100	当社と同様の営業形 態。役員の兼任あ り。
広州薩莉亜餐飲有限 公司(注2)	中華人民共和国 広州市天河区	1,042 (79百万元)	アジア (イタリアンレストラ ンのチェーン展開)	100	当社と同様の営業形 態。役員の兼任あ り。
台湾薩莉亜餐飲股份 有限公司(注2)	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	アジア (イタリアンレストラ ンのチェーン展開)	100	当社と同様の営業形 態。役員の兼任あ り。
北京薩莉亜餐飲管理 有限公司(注2)	中華人民共和国 北京市東城区	891 (66百万元)	アジア (イタリアンレストラ ンのチェーン展開)	100	当社と同様の営業形 態。役員の兼任あ り。
HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	アジア (イタリアンレストラ ンのチェーン展開)	100	当社と同様の営業形 態。役員の兼任あ り。
SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	アジア (イタリアンレストラ ンのチェーン展開)	100	当社と同様の営業形 態。役員の兼任あ り。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.、上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司及び北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	2,255 (7,970)
豪州	91 (7)
アジア	1,758 (2,697)
合計	4,104 (10,674)

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であり、臨時雇用者数は準社員(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度中において、従業員が1,023人増加しておりますが、主として非連結子会社であった台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司、HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.を新たに連結子会社としたこと、並びに新規出店に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
2,255 (7,970)	32才9ヶ月	8年9ヶ月	5,613,203

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であり、臨時雇用者数は準社員(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与については、期末日現在で1年以上在籍している正社員を対象として計算しております。なお、平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、サイゼリヤユニオンと称し、上部団体のUAゼンセンに加盟しております。
なお、当社と労働組合の労使関係は円滑に推移し、安定しております。

第2【事業の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）は、消費税及び地方消費税に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、以下の記載金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

1【業績等の概要】

（1）業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の金融・財政政策の効果により、企業収益の改善の動きが見られるなど緩やかに回復いたしました。更なる消費税増税の議論が本格化するなど、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、円安や天候不順等による食材価格の高騰やエネルギー価格の高騰、人手不足による人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、工場の生産技術による品質の向上、メニューの改善、店舗サービスの強化、社内教育の強化、国内外における継続的な新規出店等さらなる収益力の向上に取り組んでまいりました。

これらの取り組みの結果、日本、海外ともに過去最高の売上高となり、当連結会計年度の売上高は1,256億180百万円（前期比13.8%増）、営業利益は54億88百万円（前期比27.3%減）、経常利益は59億17百万円（前期比30.0%減）となりました。また、当期純利益につきましては、減損損失が増加したことなどから特別損失が17億92百万円増加し、11億93百万円（前期比69.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「日本」は、新規出店や商品力の強化などにより、売上高1,050億49百万円、営業利益は38億49百万円となりました。

「豪州」は当社で使用する食材の製造等を行っており、当社の売上高の推移に伴い、売上高44億20百万円、営業利益は1億66百万円となりました。

「アジア」は、新規出店による新規顧客の獲得や知名度の浸透に努めました。売上高204億73百万円、営業利益は15億円となりました。

（2）キャッシュ・フロー

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	7,337	10,465	3,128
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	11,213	7,143	4,069
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	1,683	4,923	6,606
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	17,908	17,921	12

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して12百万円増加し、179億21百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、104億65百万円（前期比31億28百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益26億69百万円、減価償却費59億96百万円、減損損失29億70百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、71億43百万円（前期比40億69百万円の減少）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出67億81百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、49億23百万円（前期は16億83百万円の獲得）となりました。これは、主に長期借入金の返済による支出40億13百万円、配当金の支払額9億8百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	11,912	105.6
豪州(百万円)	4,045	108.3
アジア(百万円)	-	-
合計(百万円)	15,958	106.3

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	22,523	108.0
豪州(百万円)	-	-
アジア(百万円)	5,459	174.4
合計(百万円)	27,982	116.7

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	105,049	102.7
豪州(百万円)	94	43.7
アジア(百万円)	20,473	257.6
合計(百万円)	125,618	113.8

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- 設備の改善による投資削減
- 工場への新製法、新技術の導入による商品価値向上
- 店内環境・サービスの改善による顧客満足度の向上
- 海外事業での商品の安全安定供給体制の確立
- 海外事業の事業基盤の強化
- 新事業による潜在的ニーズの提供
- 人材育成の体制強化
- 研究開発による新たな価値の提案

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、下記の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成26年8月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループの基幹事業であるレストラン事業については、イタリアンレストランチェーン展開を全国規模で行っております。チェーン展開にあたっては、スクラップアンドビルド戦略をとるとともに、新店舗展開も行っております。

そのために当社グループには外食産業にかかわる一般的リスクに加えて当社固有の戦略に起因するリスクなどがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を充分認識しており、リスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

（１）当社グループの出店政策について

新規出店は、賃料、商圈人口、競合店の状況等を総合的に勘案しますので、条件に合わない物件が出た場合には当初の計画を達成できなくなり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（２）売上高の変動について

当社グループの営業収入の大半を占める外食事業は、自然災害や天候異常の影響、景気の後退や戦争テロによる社会的混乱やオリンピック等の社会的イベント開催に伴う需要の縮小、競合店の出店や価格競争、消費者の嗜好や市場の変化、外食事業の売上計画の未達成や出店の遅れや採用計画未達等により、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（３）仕入価格の変動について

当社グループでは、産地の分散、複数購買等により、低価格で安定的な購入に努めておりますが、世界情勢等により食材市況が大幅に変動した場合、仕入価格の上昇、食材の不足、円安等により、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（４）食材供給（生産・配送）の変動について

当社グループは、海外の工場や国内工場において、食材を生産し、店舗への配送を行っていますが、自然災害、食中毒や火災等によりカミッサーが稼働不能に陥った場合は店舗への食材供給に支障をきたす恐れがあり、その場合当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（５）人材の確保について

当社グループは、継続的な成長を達成するために、優秀な人材の採用と教育が重要であると考えております。

当社グループとしては、積極的な店舗展開により求職者にとって魅力的な企業となるべく努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような退職者が増える場合には、事業拡大の妨げとなり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の人口態様の変化により適正な労働力を確保できない可能性があるほか、各種労働法令の改正等、従業員の処遇に関連した法改正が行われた場合、人件費負担が増加する可能性があるため、当社グループの連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）特有の取引慣行に基づく損害について

当社グループは外食事業を展開するにあたり、店舗オーナーと賃貸借契約を結び保証金の差入れを行っております。オーナーの破産等による保証金の回収不能が発生した場合、当社連結業績に悪影響を与える可能性があります。また、賃貸借契約の期限前に不採算店舗等を閉鎖することがあります。その場合、店舗の固定資産除却損に加え、差入保証金・敷金の返還請求権を放棄することによる賃貸借解約損、解約違約金等が生じることがあります。

(7) 特有の法規制に係るもの

当社グループの外食事業は食品衛生法により規制を受けております。当社グループが飲食店を営業するためには、食品衛生管理者を置き、厚生労働省の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、食中毒を起こした場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられ、当社連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害リスクについて

当社グループの営業店舗や工場所在地を含む地域で大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

当社グループにおいて重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 食の安全について

当社グループは、世界中の最適地から食材の輸入を行っており、また、様々な国でレストランチェーンを展開しております。それぞれの国や地域で食品の安全性が問われる重大な問題が社内外において発生した場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 為替変動について

当社グループは、オーストラリアで生産活動を行っており、また、世界各国から食材を外貨建てで輸入しております。したがって、為替変動は購入価格に影響し、その結果当社グループの業績、財政状態及び将来の業績に影響を与えます。さらに、海外子会社の外貨建て財務諸表を日本円に換算した際、資産及び負債、収入及び費用は変動することになります。

(12) 為替変動リスクをヘッジしていることによるリスクについて

全ての為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、当社グループは、為替変動によるキャッシュフローや財政状況への実質影響を軽減するために、為替予約および通貨スワップ契約などのヘッジ契約を締結することを検討しております。当社グループが締結してきた、また、これからも締結するであろうヘッジ契約には、あらゆるヘッジ契約と同様に別のリスクが伴います。例えば、このようなヘッジ契約の利用は、為替変動によるリスクをある程度軽減する一方、為替がヘッジ契約で想定した範囲を超えた変動により、機会損失の可能性があります。また、このようなヘッジ契約を締結した取引相手の債務不履行が発生するリスクにさらされています。当社グループは、契約相手を既定の信用基準に該当する国際的な有力銀行や金融機関に限定することにより、取引相手の信用リスクにさらされるリスクを最小限に抑えるよう努めていますが、このような取引相手の債務不履行があれば、当社グループに悪影響を与える可能性があります。

(13) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

当社は事業を世界各地に拡張して行っておりますが、新型インフルエンザウイルス等の伝染病が世界的に大流行し、感染者の拡大により当社従業員の欠勤者増加、食材の供給停止およびエネルギー等の確保が困難になった場合は、工場の稼働や店舗営業が、縮小または停止する可能性があります。このような人的および営業活動等に大きな被害が発生した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

下記の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成26年8月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意した上で会計上の見積りを行っております。実際の結果は、将来事象の結果に特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

（2）当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、円安による輸入価格の高騰や原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況が続くものの、国内外における積極的な新規出店、既存店の建て直し及び店内改装とスクラップアンドビルドを図るとともに、原価や物流コスト削減、店舗のマネジメント力の向上に注力した結果、売上高1,256億180百万円（前期比13.8%増）、経常利益59億170百万円（前期比30.0%減）、当期純利益11億930百万円（前期比69.7%減）となりました。

（3）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く環境は非常に競争が厳しく、同業他社の店舗数増加によるオーバーストアの状態に加えて、コンビニ等の中食マーケットとの競合も激しさを増しており、当社のドミナント化を図っている地域にも多大な影響が出ております。

このような状況のもと、当社グループは、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載の通りの経営成績を収めることができました。

（4）戦略的現状と見通し

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、豊かさのある食事をモットーとして、食の安全性や店舗レベルの向上を掲げて、より一層メニュー開発に尽力してまいります。また、中国への進出やファスト・カジュアル店舗の拡大等、グループ企業として、事業拡大に伴う業績、業態ごとの目的を確立することが最大の課題といえます。

今後の出店地域については駅前やショッピングセンターとしており、駐車場を自社で持たない多店舗展開を考えて、新業態共々出店攻勢を掛けてまいります。

（5）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

（6）経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループを取り巻く環境は、非常に厳しく、先行き不安による個人消費の低迷は続くと思われれます。外食産業におきましても、食に対する消費者心理の悪化が懸念されることから、引き続き厳しい状況で推移するものと予測しております。さらに食への安心・安全を意識した食材の提供、あるいは外食における見せ掛けの豊かさから真の豊かさを求めるお客様のニーズをどう受け止め、どう発想し、どう展開していくかが重要であると認識しております。

国内レストラン事業の利益体質強化

海外事業のビジネスモデル確立

国内事業の第2の柱となる新事業開発

人的資産への投資を継続

研究開発導入による「食堂業の産業化」の推進

以上のことにより、他社との差別化を図りながら業界における確固たる地位を築きたいと考えております。

第3【設備の状況】

当社グループは、消費税及び地方消費税に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、以下の記載金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、店舗の新設、既存店舗の改装、工場の設備改善等に、日本が56億31百万円、アジアが25億13百万円、豪州が27百万円、総額81億72百万円の投資をいたしました。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社・吉川工場 (埼玉県吉川市)	日本	統括業務・店舗 食材 加工生産施設	362	72	845 (8,694)	92	1,373	327
神奈川工場 (神奈川県大和市)	日本	店舗食材 加工生産施設	994	374	1,820 (15,084)	14	3,203	21
福島工場 (福島県白河市)	日本	炊飯加工 生産施設	593	84	691 (118,613)	3	1,373	9
兵庫工場 (兵庫県小野市)	日本	店舗食材 加工生産施設	956	105	502 (14,996)	6	1,571	17
千葉工場 (千葉県千葉市)	日本	店舗食材 加工生産施設	2,736	1,095	1,301 (20,265)	36	5,170	19
店舗 (1,018店舗)	日本	店舗設備	16,417	-	1,330 (11,344)	3,140	20,887	1,862

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。

2. 従業員数は、正社員の人数で、準社員は含まれておりません。

3. 上記の他、主要な賃借している設備は、次のとおりであります。

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	数量	リース期間 (年)	リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
店舗	日本	店舗用土地建物	51店舗	15~20年	716/年	3,410

(注) 上記のリース契約は全て所有権移転外ファイナンス・リースであります。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名(所在 地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	オーストラリア 工場 (豪州ヴィクトリ ア州メルトン市)	豪州	生産設備	2,166	1,488	215 (1,200,000)	4	3,875	91

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

2. 従業員数は、正社員の人数で、準社員は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後3年間の景気予測、業界動向、生産計画、投資効率（ROI）等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

（1）重要な設備の新設

会社名事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱サイゼリヤ	日本	26年度店舗新設	2,800	372	自己資金	平成26年9月	平成27年8月	40店舗
	日本	26年度既存店改装	1,000	-	自己資金	平成26年9月	平成27年8月	-
	日本	店舗食材 加工生産施設	526	-	自己資金	平成26年9月	平成27年8月	-

（注）店舗新設の投資予定金額には、店舗を賃借するための敷金及び保証金、並びに建設協力金を含めております。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,208,000
計	73,208,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,272,342	52,272,342	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	52,272,342	52,272,342	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社サイゼリヤ第2-1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成21年12月1日	同 左
新株予約権の数(個)	450	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000	45,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,645	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月2日 至 平成31年12月1日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,645 資本組入額 823	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第2-2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成21年12月1日	同 左
新株予約権の数(個)	628	628
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,800	62,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,645	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月18日 至 平成26年12月17日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,645 資本組入額 823	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第3-1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成22年8月11日	同 左
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,749	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月12日 至 平成32年8月11日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,749 資本組入額 875	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第3-2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成22年8月11日	同 左
新株予約権の数(個)	841	841
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,100	84,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,749	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月27日 至 平成27年8月26日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,749 資本組入額 875	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第4-1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成23年8月10日	同 左
新株予約権の数(個)	120	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,671	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月11日 至 平成33年8月10日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,671 資本組入額 836	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第4-2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成22年11月26日	同 左
取締役会決議日	平成23年8月10日	同 左
新株予約権の数(個)	1,122	1,122
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,200	112,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,671	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月26日 至 平成28年8月25日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,671 資本組入額 836	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第5-1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成24年2月21日	同 左
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,314	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月22日 至 平成34年2月21日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,314 資本組入額 657	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第5-2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成23年11月25日	同 左
取締役会決議日	平成24年2月21日	同 左
新株予約権の数(個)	1,642	1,642
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164,200	164,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,314	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月8日 至 平成29年3月7日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,314 資本組入額 657	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第6-1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成21年11月27日	同 左
取締役会決議日	平成25年5月14日	同 左
新株予約権の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000	90,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,351	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月15日 至 平成35年5月14日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,351 資本組入額 676	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

株式会社サイゼリヤ第6-2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
定時株主総会決議日	平成24年11月28日	同 左
取締役会決議日	平成25年5月14日	同 左
新株予約権の数(個)	4,631	4,631
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	463,100	463,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,351	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月30日 至 平成30年5月29日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,351 資本組入額 676	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同 左

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成14年10月18日 (注)	12,062	52,272	-	8,612	-	9,007

(注) 株式分割(1株を1.3株に分割)

(6) 【所有者別状況】

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	30	24	177	143	17	43,082	43,473	-
所有株式数 (単元)	-	57,645	5,267	45,798	70,655	67	342,245	521,677	104,642
所有株式数の割合 (%)	-	11.1	1.0	8.8	13.5	0.0	65.6	100.0	-

(注) 1. 自己株式1,826,574株は「個人その他」に18,265単元(1,826,500株)及び「単元未満株式の状況」に74株を含めて記載しております。

2. 上記の「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ6単元(600株)及び98株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成26年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
正垣 泰彦	東京都港区	15,953	30.51
株式会社バベット	千葉県船橋市宮本2丁目9-4	4,455	8.52
サイゼリヤ従業員持株会	埼玉県吉川市旭2-5	2,482	4.74
株式会社サイゼリヤ	埼玉県吉川市旭2-5	1,826	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,197	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	934	1.78
ザバンクオブ ニューヨーク ジャスディック トリーティー アカウント	東京都中央区月島4丁目16-13	800	1.53
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	東京都港区六本木6丁目10-1	750	1.43
ユニオンバンクプリベヨーロツパエスエー497200	東京都千代田区大手町1丁目2-3	728	1.39
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	594	1.13
計	-	29,723	56.86

(注) 1. 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,197千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	934千株

3. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーより平成26年9月4日付で関東財務局に提出された大量保有報告書により、以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載が確認できないため、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (千株)
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)	米国カリフォルニア州90404、サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード1601、スイート5050N (1601 Cloverfield Blvd, Suite 5050N, Santa Monica, CA 90404, USA)	4,212	8.06

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年 8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,826,500	-	-
完全議決権株式 (その他) (注)	普通株式 50,341,200	503,412	-
単元未満株式	普通株式 104,642	-	1 単元 (100株) 未 満の株式
発行済株式総数	52,272,342	-	-
総株主の議決権	-	503,412	-

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の株式数には(株)証券保管振替機構名義の株式が600株、また、議決権の数には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 6 個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サイゼリヤ	埼玉県吉川市旭2-5	1,826,500	-	1,826,500	3.49
計	-	1,826,500	-	1,826,500	3.49

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成21年11月27日開催の定時株主総会決議

会社法に基づき、当社取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において決議したものであります。

(株式会社サイゼリヤ第2-1回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年11月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において特別決議されたものであります。

(株式会社サイゼリヤ第2-2回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 350名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年11月27日定時株主総会決議

会社法に基づき、当社取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において決議したものであります。

(株式会社サイゼリヤ第3-1回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年11月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において特別決議されたものであります。

(株式会社サイゼリヤ第3-2回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 377名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年11月27日定時株主総会決議

会社法に基づき、当社取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において決議したものであります。

(株式会社サイゼリヤ第4-1回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成22年11月26日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成22年11月26日開催の第38期定時株主総会において特別決議されたものであります。

(株式会社サイゼリヤ第4-2回新株予約権)

決議年月日	平成22年11月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 437名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年11月27日定時株主総会決議

会社法に基づき、当社取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において決議したものであります。

(株式会社サイゼリヤ第5-1回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成23年11月25日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成23年11月25日開催の第39期定時株主総会において特別決議されたものであります。

(株式会社サイゼリヤ第5-2回新株予約権)

決議年月日	平成23年11月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 446名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年11月27日定時株主総会決議

会社法に基づき、当社取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において決議したものであります。

(株式会社サイゼリヤ第6-1回新株予約権)

決議年月日	平成21年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成24年11月28日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成24年11月28日開催の第40期定時株主総会において特別決議されたものであります。

(株式会社サイゼリヤ第6-2回新株予約権)

決議年月日	平成24年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 497名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況 に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成25年11月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社関係者（当社関係会社役員、当社顧問契約者等）に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成25年11月27日開催の第41期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員及び当社関係者 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後の当社取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数は100株
株式の数	500,000株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から2年経過した日より3年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社関係者のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社関係者の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1． 新株予約権の総数は、合計5,000個を上限とする。新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注) 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれが高い金額とする。

行使価額の調整

) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)又は(ロ)を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く)。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- * 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- * 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- * 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(イ) 上記)(イ)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めなときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ロ) 上記 (イ) (ロ) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日 (払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日) の翌日以降 (基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

) 上記 (イ) (ロ) に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(注) 3. 当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割 (それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転 (それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日 (吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権 (以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記 (注) 1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注) 2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上表に定める新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項に準じて決定する。

平成26年11月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社関係者（当社関係会社役員、当社顧問契約者等）に対してストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを、平成26年11月27日開催の第42期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員及び当社関係者 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後の当社取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数は100株
株式の数	500,000株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から2年経過した日より3年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社関係者のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社関係者の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1． 新株予約権の総数は、合計5,000個を上限とする。新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注) 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)又は(ロ)を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(イ) 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(ロ) 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く)。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- * 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- * 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- * 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(イ) 上記)(イ)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めなときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ロ) 上記 (イ) (ロ) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日 (払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日) の翌日以降 (基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

) 上記 (イ) (ロ) に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(注) 3. 当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割 (それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転 (それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日 (吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権 (以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記 (注) 1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注) 2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上表に定める新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項に準じて決定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	646	0
当期間における取得自己株式	90	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,826,574	-	1,826,574	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり18円の配当を実施することを決定しました。この結果、当期の配当性向は674.3%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、新規店舗出店等の設備投資資金に充当するとともに、既存店の改装、設備等の補強資金に活用し、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうため、「毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年11月27日 定時株主総会決議	908	18

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月
最高(円)	1,937	1,714	1,408	1,470	1,448
最低(円)	1,376	1,101	1,165	1,112	1,122

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	1,282	1,278	1,259	1,339	1,409	1,448
最低(円)	1,181	1,122	1,175	1,228	1,244	1,350

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		正垣 泰彦	昭和21年1月6日生	昭和43年4月 レストラン サイゼリヤ創業 昭和48年5月 (株)マリアーナ商会(現・当社) を設立 代表取締役社長就任 平成21年4月 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	15,953
代表取締役社 長		堀埜 一成	昭和32年2月7日生	平成12年4月 当社入社 平成12年5月 商品3部長 平成12年11月 取締役就任 平成20年11月 エンジニアリング部長 平成21年4月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	30
取締役	海外事業部長	益岡 伸之	昭和33年6月17日生	昭和58年4月 当社入社 平成2年7月 神奈川地区部長 平成3年10月 取締役就任 平成7年11月 常務取締役就任 平成19年3月 取締役就任(現任) 平成21年4月 海外事業部長(現任)	(注)3	39
取締役	マーチャンダイ ジング本部長兼 商品開発部長	松谷 秀治	昭和33年3月23日生	昭和59年6月 当社入社 平成7年3月 資材部長 平成8年11月 取締役就任(現任) 平成20年11月 店舗運営本部長 平成22年5月 生産物流本部長 平成24年9月 マーチャンダイジング本部長 兼商品開発部長(現任)	(注)3	21
取締役	組織開発室長	長岡 伸	昭和37年8月4日生	昭和61年7月 当社入社 平成7年3月 商品部長 平成8年11月 取締役就任(現任) 平成14年2月 (株)アダツアーズジャパン設立 代表取締役社長就任(現任) 平成20年11月 営業企画部長 平成22年5月 組織開発室長(現任)	(注)3	22
取締役	営業本部長兼 店舗開発部長	織戸 実	昭和33年3月18日生	昭和57年11月 当社入社 平成19年3月 組織開発室長 平成19年11月 取締役就任(現任) 平成22年5月 店舗運営本部長 平成24年10月 営業本部長兼店舗開発部長 (現任)	(注)3	22

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		柴田 良平	昭和34年7月6日生	平成12年5月 当社入社 平成12年5月 経営企画部長 平成12年11月 取締役就任 平成21年4月 総務部長兼財務担当 平成22年1月 内部監査室長 平成22年11月 執行役員就任 平成24年4月 プロジェクト推進部特命担当 平成24年11月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	0
監査役		岡田 勉	昭和17年11月23日生	昭和40年4月 雪印乳業株式会社入社 昭和60年4月 同社オセアニア事務所長 平成2年1月 PIAM社長 平成5年5月 SBT社社長 平成8年10月 雪印オーストラリア社長 平成20年11月 監査役就任(現任)	(注)4	3
監査役		宮崎 吉明	昭和20年10月27日生	昭和44年2月 大塚製薬(株)入社 平成3年11月 同社大阪支店長東京医薬部長 平成9年10月 広東大塚製薬有限公司董事長 平成14年11月 大塚食品(株)代表取締役社長 平成14年11月 大塚ペパレジ(株)監査役 平成20年11月 監査役就任(現任)	(注)4	1
計						16,094

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役 岡田勉及び監査役 宮崎吉明は、社外監査役であります。
3. 平成26年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成24年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社グループは「日々の価値ある食事の提案と挑戦」という経営理念にもとづき、食を通じて社会貢献をしていく事が最重要課題と考えております。

そのために、健全性と透明性の原則を守り、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、株主をはじめ各ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、長期的・継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

イ. 会社の機関の基本説明

1) 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役6名で構成されており、社外取締役はおりません。取締役会は原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

2) 監査役会

当社は、監査役制度を採用しています。監査役は3名(2名が社外監査役)体制を取っております。監査役3名の内、1名以上が取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

3) 経営会議

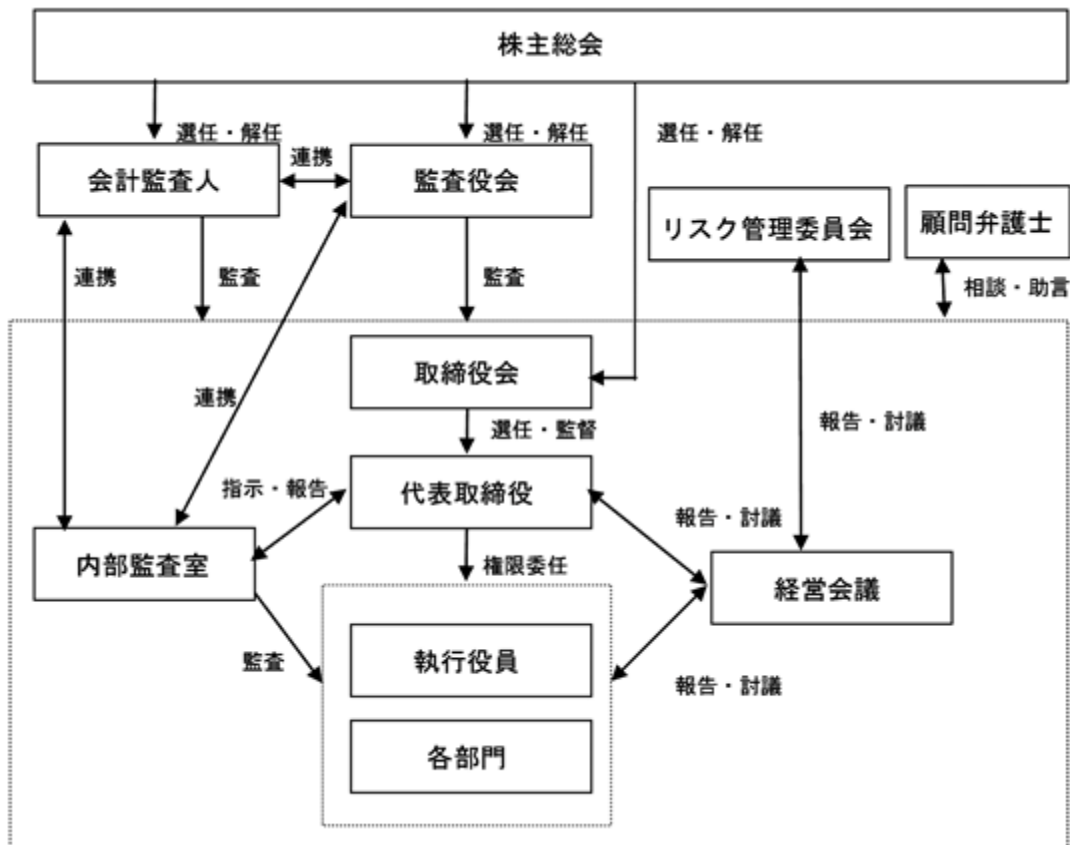
経営会議は取締役会の基本方針に基づき、各部門責任者で構成され、その業務の執行状態及び事業計画について審議いたします。

会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査役会による監査機能を強化するために直接監査役が出席、または議事録を確認し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係は、以下のとおりであります。

(提出日現在)



当社は執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行は代表取締役の指揮命令のもと各部門担当執行役員が責任と権限を委任され、それぞれの担当業務を遂行しております。

企業統治の体制を採用する理由

監査役会設置会社として、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図っております。2名の社外監査役（うち1名は独立役員）による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で、十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しております。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

当社は、企業理念である「日々の価値ある食事の提案と挑戦」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理の遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築・整備・維持にあたる。

監査役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の関連規定等を改正し、必要な関連規定を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P - D - C - Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を選・配置する。

監査役の配置下に入った使用人は、監査役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査役へ報告するものとする。議題は、(1)当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項(2)毎月の経営状況として重要な事項(3)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項(4)重大な法令・定款違反(5)コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容(6)その他コンプライアンス上重要な事項(7)その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査役は、(1)定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2)経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査

内部監査部門は、会社方針に基づく適正かつ効率的な業務運営がなされているかの監査及びコンプライアンスの遵守状況の監査を定期的実施しております。

監査役監査

監査役会は、内部監査室及び会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。

常勤監査役は、取締役会に必ず出席します。その他の事業部門で店舗出店等に関して、重要と思われる会合に出席しています。内部監査部門及び会計監査人とも連絡を取り合っております。

なお、独立役員に指定しております宮崎吉明氏は、取締役・社長等の経歴をもち、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。

3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。2名の社外監査役（うち1名は独立役員）による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しているため、社外取締役は選任しておりません。

当社と社外監査役との間には特別な利害関係はありません。なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員には、宮崎吉明氏を選任しております。

当社は、高い独立性および専門的な知見を持った社外監査役を選任している状況にあるため、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席するとともに、内部監査部門及び会計監査人と相互に連携して効率的な監査を実施するよう努めており、客観的な立場による監視機能強化の役割を担っております。

また、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、その選任にあたっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

4. 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	174	165	9	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	-	-	-	1
社外役員	7	7	-	-	-	2

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬の額は取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

5. 株式の保有状況

保有目的が純投資以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

6. 会計監査の状況

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 松田 道春

業務執行社員 公認会計士 大和田貴之

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 10名

7. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

8. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

9. 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施費を機動的に施行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

10. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	-	47	-
連結子会社	-	-	-	-
計	50	-	47	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.は、監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツリミテッドのメンバーファームに対し、監査証明業務及び税務関連業務等の対価として、11百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.は、監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツリミテッドのメンバーファームに対し、監査証明業務及び税務関連業務等の対価として、9百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,988	18,134
テナント未収入金	1,254	1,410
商品及び製品	4,666	5,137
原材料及び貯蔵品	849	985
繰延税金資産	613	524
その他	2,644	2,783
流動資産合計	28,016	28,975
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	26,038	26,746
機械装置及び運搬具（純額）	3,563	3,229
工具、器具及び備品（純額）	4,542	4,575
土地	6,954	6,975
リース資産（純額）	141	132
建設仮勘定	842	397
有形固定資産合計	42,082	42,055
無形固定資産	605	472
投資その他の資産		
投資有価証券	3,267	3,825
敷金及び保証金	8,730	9,411
建設協力金	2,174	1,718
繰延税金資産	1,062	1,696
その他	2,200	2,083
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	16,768	15,720
固定資産合計	59,456	58,249
資産合計	87,472	87,224

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,426	5,021
1年内返済予定の長期借入金	4,013	2,078
リース債務	8	8
未払法人税等	1,224	561
賞与引当金	1,081	1,158
株主優待引当金	227	208
資産除去債務	21	10
デリバティブ負債	71	13
その他	4,224	6,097
流動負債合計	15,298	15,158
固定負債		
長期借入金	2,078	-
リース債務	139	131
繰延税金負債	-	32
資産除去債務	2,563	2,871
その他	46	387
固定負債合計	4,829	3,422
負債合計	20,127	18,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,612	8,612
資本剰余金	9,007	9,007
利益剰余金	49,481	49,510
自己株式	2,211	2,212
株主資本合計	64,889	64,917
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35	13
為替換算調整勘定	2,333	3,533
その他の包括利益累計額合計	2,298	3,519
新株予約権	157	205
純資産合計	67,344	68,643
負債純資産合計	87,472	87,224

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
売上高	110,428	125,618
売上原価	38,250	46,214
売上総利益	72,178	79,403
販売費及び一般管理費	1 64,630	1 73,914
営業利益	7,547	5,488
営業外収益		
受取利息	207	227
為替差益	640	-
補助金収入	19	115
デリバティブ評価益	-	57
その他	71	64
営業外収益合計	938	464
営業外費用		
支払利息	11	11
為替差損	-	15
デリバティブ評価損	20	-
その他	4	9
営業外費用合計	36	36
経常利益	8,450	5,917
特別利益		
補償金収入	64	-
特別利益合計	64	-
特別損失		
減損損失	2 664	2 2,970
固定資産除却損	3 139	3 218
関係会社株式評価損	540	-
店舗閉店損失	110	59
特別損失合計	1,455	3,247
税金等調整前当期純利益	7,059	2,669
法人税、住民税及び事業税	3,277	2,178
法人税等調整額	156	702
法人税等合計	3,121	1,476
少数株主損益調整前当期純利益	3,937	1,193
当期純利益	3,937	1,193

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,937	1,193
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	21
為替換算調整勘定	1,280	1,200
その他の包括利益合計	1,305	1,221
包括利益	5,243	2,414
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,243	2,414
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	9,007	46,451	2,211	61,860
当期変動額					
剰余金の配当			908		908
当期純利益			3,937		3,937
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,029	0	3,029
当期末残高	8,612	9,007	49,481	2,211	64,889

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	61	1,053	992	115	62,968
当期変動額					
剰余金の配当					908
当期純利益					3,937
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25	1,280	1,305	41	1,347
当期変動額合計	25	1,280	1,305	41	4,376
当期末残高	35	2,333	2,298	157	67,344

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	9,007	49,481	2,211	64,889
当期変動額					
子会社の新規連結による剰余金増加高			256		256
剰余金の配当			908		908
当期純利益			1,193		1,193
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	28	0	28
当期末残高	8,612	9,007	49,510	2,212	64,917

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	35	2,333	2,298	157	67,344
当期変動額					
子会社の新規連結による剰余金増加高					256
剰余金の配当					908
当期純利益					1,193
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21	1,200	1,221	48	1,270
当期変動額合計	21	1,200	1,221	48	1,298
当期末残高	13	3,533	3,519	205	68,643

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,059	2,669
減価償却費	4,974	5,996
貸倒引当金の増減額（は減少）	12	0
賞与引当金の増減額（は減少）	127	44
株主優待引当金の増減額（は減少）	11	19
受取利息及び受取配当金	207	227
支払利息	11	11
為替差損益（は益）	635	2
デリバティブ評価損益（は益）	20	57
固定資産除却損	139	218
関係会社株式評価損	540	-
店舗閉店損失	110	59
減損損失	664	2,970
補償金収入	64	-
テナント未収入金の増減額（は増加）	332	156
たな卸資産の増減額（は増加）	1,382	398
その他の流動資産の増減額（は増加）	236	91
買掛金の増減額（は減少）	510	350
その他の流動負債の増減額（は減少）	30	1,400
その他	11	202
小計	11,065	13,157
利息及び配当金の受取額	143	161
利息の支払額	11	11
法人税等の支払額	3,859	2,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,337	10,465
投資活動によるキャッシュ・フロー		
非連結子会社株式の取得による支出	417	-
定期預金の預入による支出	70	412
定期預金の払戻による収入	-	280
有形固定資産の取得による支出	10,709	6,781
無形固定資産の取得による支出	242	19
敷金・保証金・建設協力金の支出	738	707
敷金・保証金・建設協力金の回収による収入	861	796
貸付金の回収による収入	175	-
その他投資に関する収入及び支出（は支出）	70	300
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,213	7,143

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	5,000	-
長期借入金の返済による支出	2,409	4,013
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	906	908
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,683	4,923
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,100	352
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,091	1,248
現金及び現金同等物の期首残高	19,000	17,908
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1,261
現金及び現金同等物の期末残高	1 17,908	1 17,921

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.

上海薩莉亜餐飲有限公司

広州薩莉亜餐飲有限公司

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司

北京薩莉亜餐飲管理有限公司

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.

当連結会計年度より、非連結子会社であった、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司、HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

(株)アダツアーズジャパン

広州サイゼリヤ食品有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

(株)アダツアーズジャパン

広州サイゼリヤ食品有限公司

(持分法の範囲から除いた理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.の決算日は、連結決算日と一致しております。

上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及びHONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、6月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

製品及び原材料

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなります。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1. テナント未収入金

ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
	31,770百万円	37,729百万円

3. 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
投資有価証券	2,172百万円	339百万円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
従業員給与・賞与	25,478百万円	28,357百万円
賞与引当金繰入額	1,045	1,140
退職給付費用	747	799
貸倒引当金繰入額	12	-
株主優待引当金繰入額	220	207
減価償却費	3,819	4,705
賃借料	15,504	17,669
水道光熱費	5,132	6,183
福利厚生費	4,809	5,488

2. 減損損失

当社及び在外連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

場所	55店舗
用途	店舗資産
種類	建物他
減損損失	664百万円

当社及び在外連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物567百万円、その他96百万円であります。

なお、回収可能価額はいずれも使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

場所	日本、豪州、中国他
用途	店舗資産(181店舗)、遊休資産
種類	建物他
減損損失	2,970百万円

当社及び在外連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,833百万円、機械装置及び運搬具198百万円、リース資産減損勘定425百万円、その他512百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。遊休資産については正味売却価額により測定しており、その評価は外部専門家等の第三者より入手した評価額を使用しております。

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
建物及び構築物	33百万円	92百万円
その他	106	125
計	139	218

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	39百万円	41百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	39	41
税効果額	14	19
その他有価証券評価差額金	25	21
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,280	1,200
その他の包括利益合計	1,305	1,221

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	52,272	-	-	52,272
合計	52,272	-	-	52,272
自己株式				
普通株式(注)	1,825	0	-	1,825
合計	1,825	0	-	1,825

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	157
	合計	-	-	-	-	-	157

(注) 上記のうち42百万円については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月28日 定時株主総会	普通株式	908	18	平成24年8月31日	平成24年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月27日 定時株主総会	普通株式	908	利益剰余金	18	平成25年8月31日	平成25年11月28日

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	52,272	-	-	52,272
合計	52,272	-	-	52,272
自己株式				
普通株式(注)	1,825	0	-	1,826
合計	1,825	0	-	1,826

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	205
	合計	-	-	-	-	-	205

(注) 上記のうち46百万円については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月27日 定時株主総会	普通株式	908	18	平成25年8月31日	平成25年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月27日 定時株主総会	普通株式	908	利益剰余金	18	平成26年8月31日	平成26年11月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
現金及び預金勘定	17,988百万円	18,134百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	80	212
現金及び現金同等物	17,908	17,921

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗建物であります。

リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、リース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(2) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成25年8月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
土地建物	8,186	5,374	2,812
合計	8,186	5,374	2,812

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成26年8月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
土地建物	7,965	5,585	425	1,955
合計	7,965	5,585	425	1,955

(3) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	521	533
1年超	3,292	2,715
合計	3,814	3,248
リース資産減損勘定の残高	-	413

(4) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
支払リース料	767	705
リース資産減損勘定の取崩額	-	12
減価償却費相当額	447	424
支払利息相当額	268	214
減損損失	-	425

(5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(6) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (平成26年 8月31日)
1年内	1,303	1,606
1年超	5,663	4,990
合計	6,967	6,596

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるテナント未収入金は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引等であります。また、複合金融商品関連では、余剰資金の長期運用目的で、元本が保証されておりかつ預金利率がマイナスとされないデリバティブ内包型預金等を行っております。

為替予約取引等及び複合金融商品等は、為替相場の変動によるリスクを有しております。また、デリバティブ内包型預金は、預金利率が為替相場に連動して決定される変動金利定期預金であるため、為替相場の動向によっては預金利率が市場金利を下回るリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規則に基づき、適切に行われております。また、四半期ごとに経理部門において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

前連結会計年度(平成25年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	17,988	17,988	-
(2) テナント未収入金	1,254	1,254	-
(3) 投資有価証券	445	445	-
(4) 敷金及び保証金	8,730		
貸倒引当金(*1)	12		
	8,717	8,578	139
(5) 建設協力金	2,174		
貸倒引当金(*1)	3		
	2,170	2,132	37
資 産 計	30,576	30,399	177
(1) 買掛金	4,426	4,426	-
(2) 1年以内返済予定の長期借入金	4,013	4,015	1
(3) 未払法人税等	1,224	1,224	-
(4) 長期借入金	2,078	2,077	1
負 債 計	11,743	11,743	0
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 (*2)	(71)	(71)	-

(*1)敷金及び保証金、建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度（平成26年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	18,134	18,134	-
(2) テナント未収入金	1,410	1,410	-
(3) 投資有価証券	486	486	-
(4) 敷金及び保証金	9,411		
貸倒引当金(*1)	12		
	9,399	9,306	92
(5) 建設協力金	1,718		
貸倒引当金(*1)	2		
	1,716	1,697	18
資 産 計	31,146	31,035	110
(1) 買掛金	5,021	5,021	-
(2) 1年以内返済予定の長期借入金	2,078	2,078	0
(3) 未払法人税等	561	561	-
負 債 計	7,661	7,661	0
デリバティブ取引(*2)	(13)	(13)	-

(*1) 敷金及び保証金、建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) テナント未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金、(5) 建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年以内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

リース債務(流動・固定)については、金額的重要性が乏しいため、記載は省略しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引における期末の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
非上場株式	2,172	339

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,988	-	-	-
テナント未収入金	1,254	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	-	-	-	445
敷金及び保証金	1,461	3,104	3,828	334
建設協力金	451	1,232	466	23
合計	21,156	4,337	4,295	803

当連結会計年度(平成26年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,134	-	-	-
テナント未収入金	1,410	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	-	-	-	500
敷金及び保証金	1,844	3,827	3,450	288
建設協力金	409	974	312	21
合計	21,799	4,802	3,763	810

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	4,013	2,078	-	-	-	-
合計	4,013	2,078	-	-	-	-

当連結会計年度(平成26年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,078	-	-	-	-	-
合計	2,078	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年8月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	445	500	54
	(3)その他	-	-	-
	小計	445	500	54
合計		445	500	54

当連結会計年度(平成26年8月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	486	500	13
	(3)その他	-	-	-
	小計	486	500	13
合計		486	500	13

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 複合金融商品関連

前連結会計年度(平成25年8月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	デリバティブ内包型預金 (期限前解約特約・ 条件充足型預金)	1,500	1,500	71	71
合計		1,500	1,500	71	71

当連結会計年度(平成26年8月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	デリバティブ内包型預金 (期限前解約特約・ 条件充足型預金)	1,500	1,500	13	13
合計		1,500	1,500	13	13

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブ内包型預金の時価は、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したものであります。

3. 契約額等はデリバティブ内包型預金の元本で、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づく確定拠出年金制度のほか、調整年金制度として外食産業ジェフ厚生年金基金に加入しております。

当該厚生年金基金は、総合設立型の厚生年金基金であります。

要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)

年金資産の額(百万円)	142,236
年金財政計算上の給付債務の額(百万円)	148,049
差引額(百万円)	5,813

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(平成25年3月31日現在)

7.43%

本制度における過去勤務債務の償却方法は元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

2. 退職給付費用に関する事項

(1) 年金基金掛金要拠出額(百万円)	481
(2) 確定拠出年金への掛金拠出額(百万円)	320
(3) 退職給付費用(百万円)	801

当連結会計年度(自平成25年9月1日至平成26年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づく確定拠出年金制度のほか、調整年金制度として外食産業ジェフ厚生年金基金に加入しております。

当該厚生年金基金は、複数事業主制度の総合設立型の厚生年金基金であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、511百万円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成26年3月31日現在)

年金資産の額(百万円)	163,228
年金財政計算上の給付債務の額(百万円)	175,344
差引額(百万円)	12,116

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合(平成26年3月31日現在)

7.14%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高266百万円及び当年度不足金11,849百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は元利均等償却であり、当社は、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を退職給付費用として計上しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、347百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
売上原価	2	2
販売費及び一般管理費	39	45

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第2-1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 56,000株
付与日	平成21年12月17日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成21年12月17日 至平成23年12月1日
権利行使期間	自平成23年12月2日 至平成31年12月1日

第2-2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 350名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 70,300株
付与日	平成21年12月17日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成21年12月17日 至平成23年12月17日
権利行使期間	自平成23年12月18日 至平成26年12月17日

第3-1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 24,000株
付与日	平成22年8月26日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成22年8月26日 至平成24年8月11日
権利行使期間	自平成24年8月12日 至平成32年8月11日

第3-2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 377名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 90,500株
付与日	平成22年8月26日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成22年8月26日 至平成24年8月26日
権利行使期間	自平成24年8月27日 至平成27年8月26日

第4-1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 12,000株
付与日	平成23年8月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成23年8月25日 至平成25年8月10日
権利行使期間	自平成25年8月11日 至平成33年8月10日

第4-2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 437名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 118,500株
付与日	平成23年8月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成23年8月25日 至平成25年8月25日
権利行使期間	自平成25年8月26日 至平成28年8月25日

第5-1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 30,000株
付与日	平成24年3月7日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成24年3月7日 至平成26年2月21日
権利行使期間	自平成26年2月22日 至平成34年2月21日

第5-2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 446名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 168,700株
付与日	平成24年3月7日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成24年3月7日 至平成26年3月7日
権利行使期間	自平成26年3月8日 至平成29年3月7日

第6-1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 90,000株
付与日	平成25年5月29日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成25年5月29日 至平成27年5月14日
権利行使期間	自平成27年5月15日 至平成35年5月14日

第6-2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 497名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 469,400株
付与日	平成25年5月29日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成25年5月29日 至平成27年5月29日
権利行使期間	自平成27年5月30日 至平成30年5月29日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第2-1回 新株予約権	第2-2回 新株予約権	第3-1回 新株予約権	第3-2回 新株予約権	第4-1回 新株予約権	第4-2回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	56,000	66,800	24,000	88,100	12,000	116,200
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	11,000	4,000	9,000	4,000	-	4,000
未行使残	45,000	62,800	15,000	84,100	12,000	112,200

	第5-1回 新株予約権	第5-2回 新株予約権	第6-1回 新株予約権	第6-2回 新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	30,000	166,700	90,000	469,400
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	6,300
権利確定	30,000	166,700	-	-
未確定残	-	-	90,000	463,100
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	30,000	166,700	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	2,500	-	-
未行使残	30,000	164,200	-	-

単価情報

	第2-1回 新株予約権	第2-2回 新株予約権	第3-1回 新株予約権	第3-2回 新株予約権	第4-1回 新株予約権	第4-2回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,645	1,645	1,749	1,749	1,671	1,671
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	540	387	394	304	220	155

	第5-1回 新株予約権	第5-2回 新株予約権	第6-1回 新株予約権	第6-2回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,314	1,314	1,351	1,351
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	269	211	165	128

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	120百万円	44百万円
賞与引当金	399	372
その他	92	107
繰延税金資産合計	613	524
繰延税金資産(固定)		
資産除去債務	890	983
減損損失	240	1,052
投資有価証券	19	4
関係会社株式評価損	191	-
その他	88	101
繰延税金資産小計	1,430	2,143
評価性引当額	-	125
繰延税金資産合計	1,430	2,017
繰延税金負債(固定)		
減価償却費	1	1
資産除去債務	363	348
その他	5	7
繰延税金負債合計	368	353
繰延税金資産の純額	1,062	1,663

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年8月31日)	当連結会計年度 (平成26年8月31日)
法定実効税率 (調整)	37.8%	37.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3	3.9
住民税均等割	4.6	12.6
その他	0.5	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2	55.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年9月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から3年から20年と見積り、割引率は0.1%から1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
期首残高	2,407百万円	2,585百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	216	268
連結子会社の増加に伴う増加額	-	73
時の経過による調整額	26	26
資産除去債務の履行による減少額	78	74
その他増減額(は減少)	13	3
期末残高	2,585	2,882

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、外食事業を営んでおり、国内においては当社が食材の製造及び店舗運営を、海外では、豪州においては主に当社で使用する食材の製造等を、中国(上海市、広州市、北京市)、台湾、香港、シンガポールにおいては店舗運営を、現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、外食事業を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「豪州」及び「アジア」の3つを報告セグメントとしております。

なお、当連結会計年度より、非連結子会社であった台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司、HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.を連結範囲に含めたため、報告セグメントを「中国」から「アジア」に名称変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益(のれん償却前)ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	豪州	アジア	計	
売上高					
外部顧客への売上高	102,263	216	7,948	110,428	110,428
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	3,837	-	3,837	3,837
計	102,263	4,053	7,948	114,265	114,265
セグメント利益	7,040	59	433	7,532	7,532
セグメント資産	81,874	7,700	4,492	94,067	94,067
その他の項目					
減価償却費	4,172	316	485	4,974	4,974
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	10,103	44	875	11,022	11,022

当連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	豪州	アジア	計	
売上高					
外部顧客への売上高	105,049	94	20,473	125,618	125,618
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	4,326	-	4,326	4,326
計	105,049	4,420	20,473	129,944	129,944
セグメント利益	3,849	166	1,500	5,516	5,516
セグメント資産	78,344	8,664	9,266	96,275	96,275
その他の項目					
減価償却費	4,564	277	1,154	5,996	5,996
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,434	21	2,347	6,803	6,803

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	114,265	129,944
セグメント間取引消去	3,837	4,326
連結財務諸表の売上高	110,428	125,618

(単位：百万円)

営業利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	7,532	5,516
セグメント間取引消去	14	27
連結財務諸表の営業利益	7,547	5,488

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	94,067	96,275
セグメント間取引消去	6,595	9,051
連結財務諸表の資産合計	87,472	87,224

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	豪州	アジア	合計
35,936	3,943	2,202	42,082

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	豪州	アジア	合計
34,082	3,886	4,087	42,055

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

(単位：百万円)

	日本	豪州	アジア	合計
減損損失	637	-	26	664

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

(単位：百万円)

	日本	豪州	アジア	合計
減損損失	2,527	198	244	2,970

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	北京薩莉亜 餐飲管理有 限公司	中華人民共 和国北京市	891	イタリアン レストラン のチェーン 展開	100	役員の兼務あ り。	増資の引受 (注)	158	-	-
	広州サイゼ リヤ食品有 限公司	中華人民共 和国広州市	259	旅行業法に 基づく旅行 業	100	当社へのソー ス類等の販 売。	増資の引受 (注)	259	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、各子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

当連結会計年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

(イ) 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等
前連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)5	科目	期末残高(百万円)(注)5
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)白河高原農場	福島県西白河郡西郷村	3	農産物の生産、加工及び販売	なし(注)2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入(注)1	106	買掛金	8
							業務委託費の支払い(注)3	58	未払金	3
							資金の回収(注)4	175	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件であります。
 2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、当社代表取締役正垣泰彦が営業資金の貸付けを行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
 3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
 5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)4	科目	期末残高(百万円)(注)4
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)白河高原農場	福島県西白河郡西郷村	3	農産物の生産、加工及び販売	なし(注)2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入(注)1	192	買掛金	14
							業務委託費の支払い(注)3	52	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件であります。
 2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、当社代表取締役正垣泰彦が営業資金の貸付けを行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
 3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
 4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
1株当たり純資産額	1,331.86円	1,356.65円
1株当たり当期純利益金額	78.06円	23.65円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,937	1,193
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,937	1,193
期中平均株式数(千株)	50,446	50,446
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2-1回新株予約権560個。 第2-2回新株予約権668個。 第3-1回新株予約権240個。 第3-2回新株予約権881個。 第4-1回新株予約権120個。 第4-2回新株予約権1,162個。 第5-1回新株予約権300個。 第5-2回新株予約権1,667個。 第6-1回新株予約権900個。 第6-2回新株予約権4,694個。	第2-1回新株予約権450個。 第2-2回新株予約権628個。 第3-1回新株予約権150個。 第3-2回新株予約権841個。 第4-1回新株予約権120個。 第4-2回新株予約権1,122個。 第5-1回新株予約権300個。 第5-2回新株予約権1,642個。 第6-1回新株予約権900個。 第6-2回新株予約権4,631個。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年11月27日開催の第42期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社関係者(当社関連会社役職員、当社顧問契約者等)に対し、ストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつき発行することを決議しております。

なお、その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtockオプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,013	2,078	0.20	-
1年以内に返済予定のリース債務	8	8	2.15	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,078	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	139	131	2.15	平成27年9月30日～ 平成40年9月30日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	6,240	2,218	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	8	8	8	9

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	29,565	59,243	92,069	125,618
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	798	526	2,357	2,669
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	424	131	1,221	1,193
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	8.42	2.60	24.22	23.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額()(円)	8.42	5.82	21.62	0.57

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,765	11,031
テナント未収入金	1,254	1,410
商品及び製品	4,178	4,424
原材料及び貯蔵品	682	688
前払費用	1,668	1,771
繰延税金資産	599	467
その他	491	471
流動資産合計	22,640	20,266
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	22,334	21,809
構築物(純額)	586	453
機械及び装置(純額)	1,838	1,724
車両運搬具(純額)	26	16
工具、器具及び備品(純額)	3,546	2,910
土地	6,759	6,759
リース資産(純額)	141	132
建設仮勘定	702	276
有形固定資産合計	35,936	34,082
無形固定資産		
借地権	48	48
商標権	1	1
ソフトウェア	488	343
電話加入権	57	57
その他	0	5
無形固定資産合計	596	455
投資その他の資産		
投資有価証券	445	486
関係会社株式	8,454	8,942
出資金	0	0
長期前払費用	453	360
繰延税金資産	1,022	1,582
敷金及び保証金	8,419	8,778
建設協力金	2,174	1,718
店舗賃借仮勘定	205	146
長期預金	1,500	1,500
その他	40	38
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	22,701	23,540
固定資産合計	59,234	58,077
資産合計	81,874	78,344

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,115	4,331
1年内返済予定の長期借入金	4,013	2,078
リース債務	8	8
未払金	2,813	2,984
未払費用	154	155
未払法人税等	1,185	373
未払消費税等	-	1,149
預り金	383	397
前受収益	3	3
賞与引当金	1,057	1,052
株主優待引当金	227	208
設備関係未払金	215	217
デリバティブ負債	71	13
資産除去債務	21	10
その他	24	93
流動負債合計	14,294	13,078
固定負債		
長期借入金	2,078	-
リース債務	139	131
資産除去債務	2,495	2,626
その他	33	379
固定負債合計	4,747	3,137
負債合計	19,041	16,215
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,612	8,612
資本剰余金		
資本準備金	9,007	9,007
資本剰余金合計	9,007	9,007
利益剰余金		
利益準備金	2,153	2,153
その他利益剰余金		
別途積立金	41,170	43,770
繰越利益剰余金	3,979	606
利益剰余金合計	47,302	46,529
自己株式	2,211	2,212
株主資本合計	62,710	61,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35	13
評価・換算差額等合計	35	13
新株予約権	157	205
純資産合計	62,832	62,128
負債純資産合計	81,874	78,344

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
売上高	102,263	105,049
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	3,164	4,178
当期商品仕入高	25,224	27,196
当期製品製造原価	11,281	11,912
合計	39,670	43,287
他勘定振替高	1,259	1,266
商品及び製品期末たな卸高	4,178	4,424
売上原価合計	35,232	38,596
売上総利益	67,030	66,453
販売費及び一般管理費	2,59,990	2,62,604
営業利益	7,040	3,849
営業外収益		
受取利息	67	74
有価証券利息	7	10
為替差益	635	-
補助金収入	19	104
デリバティブ評価益	-	57
その他	18	10
営業外収益合計	748	257
営業外費用		
支払利息	11	11
為替差損	-	2
デリバティブ評価損	20	-
営業外費用合計	31	13
経常利益	7,756	4,092
特別利益		
補償金収入	36	-
特別利益合計	36	-
特別損失		
減損損失	637	2,527
固定資産除却損	3,123	3,126
関係会社株式評価損	540	-
店舗閉店損失	106	55
特別損失合計	1,408	2,709
税引前当期純利益	6,384	1,382
法人税、住民税及び事業税	3,080	1,696
法人税等調整額	147	447
法人税等合計	2,933	1,248
当期純利益	3,450	134

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)		当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	2	8,099	71.8	8,394	70.5
労務費		1,842	16.3	1,928	16.2
経費		1,340	11.9	1,589	13.3
当期総製造費用		11,281	100.0	11,912	100.0
当期製品製造原価		11,281		11,912	

(注)

前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)												
<p>1. 原価計算の方法 予定原価による組別総合原価計算を行っており、期末に原価差額を売上原価、原材料及び製品に配賦しております。</p> <p>2. 経費の主な内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>減価償却費</td> <td>454百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>134</td> </tr> </table>	減価償却費	454百万円	賃借料	37	消耗品費	134	<p>1. 原価計算の方法 予定原価による組別総合原価計算を行っており、期末に原価差額を売上原価、原材料及び製品に配賦しております。</p> <p>2. 経費の主な内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>減価償却費</td> <td>560百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>127</td> </tr> </table>	減価償却費	560百万円	賃借料	35	消耗品費	127
減価償却費	454百万円												
賃借料	37												
消耗品費	134												
減価償却費	560百万円												
賃借料	35												
消耗品費	127												

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	8,612	9,007	9,007	2,153	36,970	5,636	44,759	2,211	60,168	
当期変動額										
別途積立金の積立					4,200	4,200	-		-	
剰余金の配当						908	908		908	
当期純利益						3,450	3,450		3,450	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	4,200	1,657	2,542	0	2,542	
当期末残高	8,612	9,007	9,007	2,153	41,170	3,979	47,302	2,211	62,710	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	61	61	115	60,223
当期変動額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				908
当期純利益				3,450
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	41	67
当期変動額合計	25	25	41	2,609
当期末残高	35	35	157	62,832

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	8,612	9,007	9,007	2,153	41,170	3,979	47,302	2,211	62,710	
当期変動額										
別途積立金の積立					2,600	2,600	-		-	
剰余金の配当						908	908		908	
当期純利益						134	134		134	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	2,600	3,373	773	0	774	
当期末残高	8,612	9,007	9,007	2,153	43,770	606	46,529	2,212	61,936	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	35	35	157	62,832
当期変動額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				908
当期純利益				134
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21	21	48	70
当期変動額合計	21	21	48	704
当期末残高	13	13	205	62,128

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 製品及び原材料

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3~45年、機械装置及び運搬具4~20年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1.テナント未収入金

ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

2.店舗賃借仮勘定

新店出店の敷金及び保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

3.債務保証

次の関係会社について、保証を行っております。

前事業年度(平成25年8月31日)

保証先	金額(百万円)	内容
上海薩莉亜餐飲有限公司	8	リース債務
北京薩莉亜餐飲管理有限公司	9	リース債務
計	18	-

当事業年度(平成26年8月31日)

保証先	金額(百万円)	内容
上海薩莉亜餐飲有限公司	0	リース債務
北京薩莉亜餐飲管理有限公司	1	リース債務
計	1	-

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高

従業員の店舗における食事代を福利厚生費に振替えております。

2. 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
従業員給与・賞与	24,287百万円	25,052百万円
賞与引当金繰入額	986	979
貸倒引当金繰入額	12	-
株主優待引当金繰入額	220	207
法定福利費・厚生費	4,245	4,572
消耗品費	1,568	1,455
水道光熱費	4,819	5,440
賃借料	14,313	14,907
減価償却費	3,338	3,552
おおよその割合		
販売費	88.7%	88.5%
一般管理費	11.3%	11.5%

3. 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
建物	22百万円	74百万円
その他	101	52
計	123	126

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,942百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,454百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	120百万円	44百万円
未払事業所税	43	45
賞与引当金	399	372
株主優待引当金	-	-
その他	35	5
繰延税金資産合計	599	467
繰延税金資産(固定)		
資産除去債務	890	929
減損損失	240	932
投資有価証券	19	-
関係会社株式評価損	191	191
その他	44	48
繰延税金資産小計	1,386	2,102
評価性引当額	-	204
繰延税金資産合計	1,386	1,898
繰延税金負債		
資産除去債務	363	315
繰延税金負債合計	363	315
繰延税金資産の純額	1,022	1,582

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
法定実効税率 (調整)	37.8%	37.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	7.5
住民税均等割	5.1	24.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.4
復興特別法人税分の税率差異等	-	2.9
評価性引当額の増減	-	15.4
その他	0.5	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.0	90.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年9月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の重要な後発事象に関する注記に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	40,176	3,585	2,408 (1,662)	41,353	19,544	2,355	21,809
構築物	2,208	15	107 (62)	2,115	1,661	83	453
機械及び装置	4,277	294	6 (-)	4,564	2,840	404	1,724
車両運搬具	180	0	- (-)	181	164	10	16
工具、器具及び備品	8,871	1,121	462 (286)	9,530	6,620	1,464	2,910
土地	6,759	-	-	6,759	-	-	6,759
リース資産	187	-	-	187	55	9	132
建設仮勘定	702	4,423	4,849	276	-	-	276
有形固定資産計	63,364	9,440	7,835 (2,011)	64,969	30,887	4,327	34,082
無形固定資産							
借地権	-	-	-	48	-	-	48
商標権	-	-	-	2	1	0	1
ソフトウェア	-	-	-	651	308	135	343
電話加入権	-	-	-	57	-	-	57
その他	-	-	-	5	-	-	5
無形固定資産計	-	-	-	765	310	135	455
長期前払費用	666	303	345 (63)	624	264	101	360
	< 299 >	< 66 >	< 117 >	< 184 >			

- (注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。
建物：66店舗の店舗新設及びピザ工場等の新設によるものであります。
工具、器具及び備品：店舗新設による増加であります。
建設仮勘定：店舗新設等の新設工事による増加であります。
なお、店舗新設による設備投資額は、新規開店に伴い本勘定に振替えております。
2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。
建物：減損損失の計上によるもの他、店舗改装等による建物及び内装設備の除却によるものであります。
3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
4. 長期前払費用の< >内の金額は内数で、長期前払賃借料等の期間配分に係わるものであり、減価償却資産と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の当期償却額は、損益計算書の販売費及び一般管理費に計上された3,552百万円のほかに、売上原価の当期商品仕入高に加算している物流費に349百万円、当期製品製造原価の経費に560百万円が配賦されております。
6. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	15	15	0	15	15
賞与引当金	1,057	1,052	1,057	-	1,052
株主優待引当金	227	208	226	0	208

- (注) 貸倒引当金と株主優待引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.saizeriya.co.jp/
株主に対する特典	平成25年8月31日現在の株主に対し、以下のとおり、優待品を贈呈する。 (1) 贈呈基準 優待品を、下記の基準により贈呈いたします。 所有株式数1,000株以上保有の株主に対し、20,000円相当の優待品を贈呈する。 所有株式数500株以上保有の株主に対し、10,000円相当の優待品を贈呈する。 所有株式数100株以上保有の株主に対し、2,000円相当の優待品を贈呈する。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第41期）（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）平成25年11月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成25年11月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第42期第1四半期）（自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日）平成26年1月14日関東財務局長に提出
（第42期第2四半期）（自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日）平成26年4月14日関東財務局長に提出
（第42期第3四半期）（自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日）平成26年7月15日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書及びその訂正報告書
臨時報告書
平成25年12月3日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年11月27日

株式会社サイゼリヤ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田道春	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大和田貴之	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイゼリヤの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイゼリヤの平成26年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サイゼリヤが平成26年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月27日

株式会社サイゼリヤ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田道春	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大和田貴之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイゼリヤの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤの平成26年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。